

第1章

計画の目的と位置付け

砺波市景観まちづくり計画



砺波チューリップ公園(五連揚水水車)

① 計画の目的



砺波平野の散居景観



庄川の水辺



山間地



市街地

砺波平野の散居景観は、日本を代表する農村の原風景であり、世界に誇り得る本市の貴重な資産です。

また、先人によって長い年月をかけてつくり上げられ、守られ、伝えられてきた散居景観をはじめ、庄川の水辺、鉢伏山、牛嶽などを含む庄東山地や芹谷野段丘などの豊かな自然景観、市街地の良好な都市景観は本市固有の景観です。

中でも散居景観は、訪れる人々を魅了するだけでなく、住みたいまち、住んで良いまちを実感し、自らのふるさととして誇れる景観であるとともに、そこに住む人々の人間性を育む点で重要な価値があります。この魅力ある景観を守り、育て、次の世代へ引き継ぐことは、将来にわたり砺波らしさを発展させるために欠くことはできません。

現在、農業形態や生活様式の変化、合理性を求める経済活動などによって、屋敷林の伐採や農地の宅地化が進み、農業を生業とする生活により形成されてきた散居景観は失われつつあります。また、活力あるまちとして発展する一方、景観や眺望を損ねる建築物や屋外広告物も見られるようになり、本市が誇る景観のすばらしさを損ねているところも見られます。

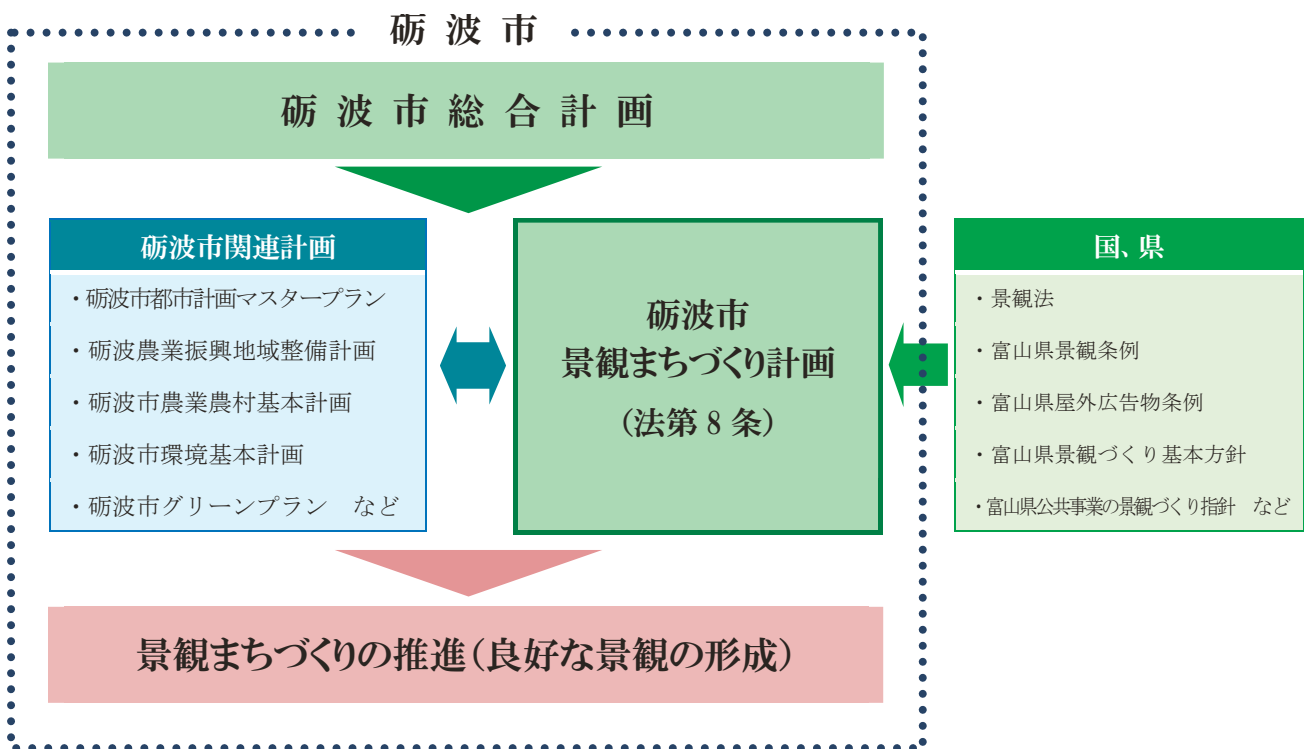
このため、本市の散居景観をはじめとする魅力ある景観を保全し、又は創出するにあたり、市民、事業者、行政の役割分担のもと、協働による景観まちづくりを推進することを目的として、「砺波市景観まちづくり計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

② 計画の位置付け

本計画は、景観法（以下「法」という。）第8条に定める景観計画として策定します。

上位計画である砺波市総合計画との整合を図り、景観を形成する視点から、まちづくりを実現させるための施策を総合的に示します。また、砺波市都市計画マスタープラン、砺波農業振興地域整備計画など、本市の関連計画との整合を図るとともに富山県景観条例等と連携しながら、それらと一体となった景観まちづくりを推進します。

なお、本計画の計画期間は定めず、砺波市都市計画マスタープランの計画期間（平成40年）までを目安とし、社会情勢や環境の変化により、関係する施策や事業と調整を図りながら、必要に応じて変更を行うこととします。



③ 景観計画の区域(法第8条第2項第1号)

本市は、平野部に広がる散居景観と庄川の水辺や丘陵山間地など、豊かな自然景観を有し、季節や気候、人々の生活によって様々に移り変わる景観が市全域に広がっています。この景観は、鉢伏山や三条山などの高台からの眺望、農地の広がりとその背後に見える遠景の山並み等が重なり合っ見える眺望など、相互に影響を与えながら眺望景観を形成しており、市全域で景観の保全と創出に取り組む必要があります。

また、その地域に住み続けながら良好な景観の形成に取り組むためには、市街地のまち並みの景観にも配慮し、質の高い生活空間や地域の個性、潤いのある生活環境を市全域で創出することも必要です。

このことから、景観計画の区域を市全域とします。

